

黒部市告示第 23 号

黒部市空家情報バンク設置要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日

黒部市長 堀 内 康 男

黒部市空家情報バンク設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、黒部市内における空家等の有効利用及び定住促進による地域活性化を図るため、空家情報バンクの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）で、賃貸又は分譲を目的とする共同住宅等以外のものをいう。

(2) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

(3) 空家情報バンク この要綱の定めるところにより、空家等の売買又は賃貸借を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、市内への定住等を目的として空家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して市が情報を提供する制度をいう。

(4) 仲介業者 市が空家情報バンクの運営について協定を締結する団体の会員である業者をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空家情報バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(空家等の登録申込み等)

第 4 条 空家情報バンクにより空家等の登録を受けようとする所有者等は、黒部市空家情報バンク登録申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、

登録に必要な調査を実施するものとする。

3 市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、仲介業者に対し登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができるものとする。

4 市長は、第2項に定める調査が終了したときは、その結果を黒部市空家情報バンク登録完了（不可）通知書（様式第2号）により当該所有者等に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による登録をしていない空家等について、空家情報バンクへの登録が適当と認める場合は、当該空家等の所有者等に対して空家情報バンクへの登録を勧めることができる。

（空家等に係る登録事項の変更）

第5条 前条第4項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、黒部市空家バンク登録変更届（様式第3号）により速やかにその変更内容を市長に届け出なければならない。

（空家情報バンクの登録の抹消）

第6条 市長は、登録した空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、空家等が登録された日から2年を経過したとき又は黒部市空家情報バンク抹消届（様式第4号）の提出があったときは、当該空家情報バンク登録台帳の登録を抹消し、黒部市空家情報バンク登録抹消通知書（様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年間を経過した空家等については、改めて登録の申込みを行うことにより、登録をすることができるものとする。

（情報提供）

第7条 市長は、必要に応じて、空家情報バンクに登録された必要な情報を黒部市のホームページ等に掲載し、利用希望者に提供するものとする。

（空家情報バンク利用の要件）

第8条 空家情報バンクにより、空家等を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空家等に定住し、又は定期的に滞在する予定がある者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（空家情報バンク利用の申込み及び通知）

第9条 空家情報バンクを利用しようとする利用希望者は、黒部市空家情報バンク利用申込書（様式第6号）に誓約書（様式第7号）を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに仲介業者へ通知するものとする。

3 前項の通知を受けた仲介業者は、登録者に連絡し、利用希望者と交渉するか否かを決定し、当該利用希望者に対しその旨を通知するとともに、市長にその交渉の結果を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 市長は、登録者と利用希望者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 空家情報バンクにおける個人情報の取扱いについては、黒部市個人情報保護条例（黒部市条例第4号）に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。